

《愛知県議会 会議録より》

2018.03.14：平成 30 年振興環境委員会

リニア工事に伴う美濃帯の掘削—アセスをやり直すべき

【下奥奈歩委員】

予算に関する説明書（1）122 ページの環境影響評価費に関連して質問する。中央新幹線環境影響評価準備書に係る春日井市長から愛知県知事に対する意見の中では「個別事項の土壌汚染の項目で、建設発生土の再利用について、建設汚泥や有害物質を含む残土、酸性水やアルカリ水を流出させるおそれがある残土が再利用されることがないよう、発生源者として発生土の性状を十分に把握し、再利用者に情報提供すること」や「過去に岐阜県内のトンネル工事掘削土処理場から黄鉄鉱を含む美濃帯を掘削した土砂を起因として、硫酸等の酸性水や溶出した重金属が流出した事象が発生しているため、市東部地区の美濃帯地層の掘削土砂により、同様な事態が生ずることがないように十分に調査、対策を行うこと」が求められている。この美濃帯の概要と分布地域を伺う。

【水地盤環境課主幹（規制）】

中央新幹線環境影響評価書では、美濃帯は、チャート、砂岩、粘板岩及びこれらの互層で構成され、そのうち粘板岩を主体とする地層には黄鉄鉱が含まれている可能性があるとしている。また、美濃帯は、岐阜県の瑞浪市、御嵩町、可児市、多治見市、愛知県春日井市などに分布しているとされている。

【下奥奈歩委員】

黄鉄鉱から重金属が溶出する理由を伺う。

【水地盤環境課主幹（規制）】

黄鉄鉱は鉄と硫黄からなる硫化鉱物であり、水と空気に接触することで酸性水が発生する。この酸性水が重金属を含む岩石と接触した場合、岩石表面に含まれる重金属が溶け出すことが知られている。

【下奥奈歩委員】

岐阜県が平成 28 年 11 月に発行した建設発生土自然由来重金属等汚染対策の手引きの第 1 章総則では、岐阜県において、公共工事の発生土から環境基準を超える自然由来の重金属を含む土砂や岩が非常に多く発生していると述べられており、岐阜県が発注する工事における環境基準を超える自然由来の重金属が検出された 8 件の事例が挙げられている。そこで、平成 15 年に岐阜県可児市で発生した国土交通省の事業における水質汚染事案の概要を伺う。

【水地盤環境課主幹（規制）】

14 年も前の他県の事案であるため概要は把握していない。

【下奥奈歩委員】

他県の事案であるが、本県にも関わる重要な事案であると考えている。この水質汚染事案は発生から14年が経過しているが、現在も問題が解決していない。この事案について県の見解を伺う。

【水地盤環境課主幹（規制）】

岐阜県可児市で発生した国土交通省の事業における事案であることから、県は本事案に対して見解を述べる立場にない。

【下奥奈歩委員】

次に、1970年代に犬山市で発生した、米が重金属のカドミウムに汚染された事案への県の対応を伺う。

【水地盤環境課主幹（規制）】

犬山地域では、地域の地質に由来する汚染として確認されたことから、県は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき、農用地土壌汚染対策地域として昭和53年に指定した。その後、公害防除特別土地改良事業を実施し、平成4年3月に指定を解除した。

【下奥奈歩委員】

岐阜県や犬山地域における事案のように、美濃帯の掘削は重大な問題を引き起こすおそれがある。リニア中央新幹線建設工事では、春日井市、多治見市、可児市、御嵩町などに分布する美濃帯が掘削される可能性がある。中央新幹線環境影響評価に対する知事意見では、この点についてどのように述べているのか。

【環境活動推進課主幹（環境影響・リスク対策）】

知事意見では、対象事業実施区域周辺には、汚染土壌だけでなく、酸性水、重金属等が溶出するおそれのある土壌が存在することから、これらの土壌について、環境への影響のおそれのある再利用の防止、帯水層に接することによる地下水汚染の発生防止、保管場所等からの飛散防止等のための適切な措置を講ずることや、これらの土壌及び発生土について、工事前及び工事中に調査を実施するとしているが、それらの調査に当たっては、関係機関と協議し、適切な調査計画を作成することを求めている。

【下奥奈歩委員】

土壌汚染について、環境影響評価書に述べられている東海旅客鉄道株式会社の見解を伺う。

【環境活動推進課主幹（環境影響・リスク対策）】

東海旅客鉄道株式会社は、環境影響評価書で、自然由来重金属等の問題が生じる可能性がある地質の状況を踏まえ、学識経験者と相談するなどして、調査の計画を策定するとしている。また、汚染のおそれのある掘削土が確認された場合は、現場内及び周辺への重金属等の拡散を防止するために、被覆、遮水工等の適切な対策を行うとしている。

【環境活動推進課主幹（環境影響・リスク対策）】

県は、東海旅客鉄道株式会社に対して、環境影響評価書に記載されたとおり、適切な調査計画の策定や対策を行うよう、引き続き要請していく。

【下奥奈歩委員】

環境汚染のおそれがあるため、環境影響評価はやり直すべきであるとする。

絶滅危惧種のアカウミガメの保護を

【下奥奈歩委員】

私の地元の豊橋市にも生息するアカウミガメが、絶滅のおそれがある動物として、レッドリストあいち 2015 に掲載されている。アカウミガメが絶滅危惧種に選定された理由を伺う。また、アカウミガメの分布範囲、生息状況及び個体減少の要因を伺う。

【自然環境課主幹（自然環境）】

アカウミガメは、平成 27 年 1 月のレッドリストあいち 2015 で、絶滅危惧 I B 類に選定している。この理由は、中部地区最大の産卵地である静岡県から伊良湖岬までの海岸線で、産卵数がピーク時の半数に満たない状態であり、近年の傾向では一定の水準を保っているものの、大きく改善される可能性が少ないことによるものである。

県内の分布範囲は、豊橋市、田原市の遠州灘に面する渥美半島外浜一帯である。また、知多半島でも、数は少ないが産卵が確認されている。

生息状況は、海洋の状況は不明であるが、本年度の豊橋市及び田原市における産卵巣数は 87 か所、上陸回数は 124 回である。

個体減少の要因は、河川による砂の供給不足を原因とした砂浜の減少及び海岸利用の多様化による産卵環境の悪化などである。

【下奥奈歩委員】

今年の夏頃に日本、アメリカ、メキシコの 3 か国が作成するアカウミガメの共同回復計画の概要と計画に対する県の評価を伺う。

【自然環境課主幹（自然環境）】

環境省に確認したところ、アカウミガメの共同回復計画は、日本からは環境省、水産庁が参加し、アメリカ、メキシコとともに、今年の夏頃を目標に策定していくとのことであった。また、この計画は、日本で産卵・ふ化後、太平洋を横断し、北米側で成長した後、日本に戻って産卵する北太平洋個体群を対象にしたもので、長期的な生存を可能とするまで回復させることを目標とし、生息地の管理や、陸上・海上での個体の保護の普及啓発などを盛り込むと聞いている。なお、計画の詳細が不明であるため、現時点で評価はできない。

【下奥奈歩委員】

共同回復計画の策定は大変な意義がある。日本は、アメリカやロシアなどと渡り鳥条約と呼ばれる鳥類保護のための条約や協定を 2 国間で結んでいるが、移動が広範囲に渡る生物の保護を定めた

移動性野生動物種の保全に関する条約は、捕鯨批判の懸念などから未締結である。共同回復計画の策定を進めている国際ウミガメ学会の会長は、海生動物の保全で多国間での協力が始まるのは意義のある一歩だと話している。日本でも有数の、アカウミガメの貴重な産卵場所である豊橋市の表浜海岸がある本県として、共同回復計画を大いに支援すべきではないか。

【自然環境課主幹（自然環境）】

現在のところ、アカウミガメの共同回復計画の詳細は不明であるため、支援に関する答弁はできない。

【下奥奈歩委員】

アカウミガメはどのように貴重な種であるのか。また、アカウミガメの保全の重要性を伺う。

【自然環境課主幹（自然環境）】

アカウミガメは、レッドリストあいち 2015 で、I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いものとされる絶滅危惧 I B 類としており、環境省レッドリスト 2014 でも同様に絶滅危惧 I B 類となっている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国際希少野生動植物種に指定されており、本県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定希少野生動植物種に指定している。さらに、国際自然保護連合の種の保存委員会でも絶滅危惧種に指定されている。これらのことから、国際的にも、国内的にも、貴重な種として位置づけられている。こうした貴重な種であることに加え、静岡県から伊良湖岬までの海岸線は、中部地区最大のアカウミガメの産卵地であるので、これを保全していくことが重要であると考えている。

【下奥奈歩委員】

県や地元自治体におけるアカウミガメの保全の取組を伺う。

【自然環境課主幹（自然環境）】

まずはアカウミガメの生息実態を把握することが重要であることから、豊橋市及び田原市が、毎年、表浜海岸における上陸・産卵・ふ化状況の実態を調査している。

保全活動として、県は、産卵場所を保全するため、自然公園法及び海岸法に基づき、平成 18 年 1 月から、表浜海岸で、自然公園法を所管する環境部と海岸法を所管する建設部が連携して、車両の乗入れ規制を行っている。また、県は、豊橋市、田原市、地元保護団体等と連携し、平成 18 年度から、毎年 6 月頃に車両が海岸に乗り入れていないかを共同でパトロールするとともに、併せて海岸の清掃活動を行っている。さらに、豊橋市は、実態調査で流出のおそれのある巣を見つけた場合には、それを安全な場所に移植することを行っている。

啓発活動として、県は、先ほどの共同でのパトロール中に、海岸の利用者に啓発用リーフレットを配布して、車両乗入禁止や海岸の環境保全を呼び掛けている。また、豊橋市は、市広報によるアカウミガメの保護の呼び掛けや、自然観察会を行っている。

【下奥奈歩委員】

近年、アカウミガメの産卵回数が減少傾向にある要因の一つとされる砂浜の侵食問題について県の見解を伺う。

【自然環境課主幹（自然環境）】

海岸で産卵されたアカウミガメの卵が、ほかの動物に掘り返されたり、潰されたり、波にさらわれたりすることがないように、安全性を確保する必要がある。また、ふ化した幼体が車のわだちにはまることなく海までたどり着けるようにすることも必要である。このため、産卵に適した砂浜を維持することは重要であると認識している。

【下奥奈歩委員】

表浜海岸を対象としたある研究によると、アカウミガメの産卵には幅 40メートル以上の砂浜が必要とされており、人工構造物が産卵の障害となっていることが既に検証されている。アカウミガメの産卵地保護のための砂浜の保全対策を伺う。

【自然環境課主幹（自然環境）】

人工構造物の対策としては、過去に豊橋市が、管理している海岸の一部で、波際に設置されていた波消しブロックをウミガメの上陸に邪魔にならないように陸側に移動させて、ウミガメの上陸に適した浜辺を造る事業を行っており、現在、その効果の実証が行われている。県としては、アカウミガメの産卵地保護のため、今後とも海岸における車両の乗入れ規制の共同パトロールや海岸清掃を実施していく。

【下奥奈歩委員】

県は、アカウミガメの産卵地保護に向けた海岸の侵食対策をどのように考えているのか。また、今後どのように対応していくのか。

【自然環境課主幹（自然環境）】

砂浜が消失する海岸の侵食対策は、県建設部及び豊橋市が所管している。環境部としては、アカウミガメの産卵地保護のため、今後とも海岸における車両の乗入れ規制の共同パトロールや海岸清掃を実施していくことでアカウミガメの保護活動を行っていく。

【下奥奈歩委員】

遠州灘沿岸海岸保全基本計画に基づく砂浜侵食対策は、局地的であって抜本的な解決となっていないと思う。砂浜の減少は、天竜川からの土砂の減少問題があり、本県にも関わる問題である。環境部としても、絶滅危惧種に指定された貴重なアカウミガメを守ることもつながる砂浜保全について、静岡県などの天竜川ダム再編事業の関係者と連携し、一層の検討を深め対応していくことが必要である。

「石炭火力の可否は国が判断するもの」 県は温室効果ガス排出削減に消極的な姿勢

【下奥奈歩委員】

地球温暖化対策について質問する。地球温暖化対策室の課への格上げによって今後強化される対策や、課への格上げの意義を伺う。

【地球温暖化対策室長】

県は、あいち地球温暖化防止戦略 2030 の目標達成に向けて、しっかりと取組を進めていく。具体的には、暮らしにおける取組として、新たな県民運動を展開し、低炭素型ライフスタイルへの転換を促すとともに、事業活動では、地球温暖化対策計画書制度に対して、新たに評価や助言等を行うことなどを検討し、事業者の自主的な削減取組を促進していく。また、県自らも県有施設へのLED照明の導入を率先して進め、地域全体への波及を図っていく。地球温暖化対策室の課への格上げにより県の執行体制を強化し、こうした取組をしっかりと進めていく。

【下奥奈歩委員】

あいち地球温暖化防止戦略 2030 で掲げた削減目標と、その目標の全国的な位置づけを伺う。

【地球温暖化対策室長】

2030 年度の温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 26 パーセント削減する目標を掲げている。全国では、本県と同じく 2030 年度を目標年度とし、2013 年度を基準年度とする 18 県のうち、国の地球温暖化対策計画と同じ 26 パーセントを削減目標とする県が 7 県あり、最も多い。

【下奥奈歩委員】

パリ協定の概要を改めて伺う。

【地球温暖化対策室長】

パリ協定は、初めて 190 余りの条約締約国全てが地球温暖化対策に合意した 2020 年以降の新たな国際的枠組みである。先進国だけを対象とした京都議定書と異なり、途上国も含む全ての締約国が削減目標を持つことなどから、世界の気候変動対策の転換点であり、新たな出発点といわれている。

【下奥奈歩委員】

温室効果ガスの発生を減らし、地球の気温上昇を抑えることが地球温暖化対策の一番の重要な点だと考える。このことについての県の認識を伺う。

【地球温暖化対策室長】

気候変動に関する政府間パネル第 5 次評価報告書では、世界の平均気温の上昇の主な原因は、人為起源の温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いと指摘されている。また、産業革命前からの気温上昇を 2 度未満に抑えるには、温室効果ガスの排出量を 2050 年までに 2010 年比で 40 パーセントから 70 パーセント削減するとともに、今世紀末までにほぼゼロとすることが必要であると指摘されている。こうしたことから、全ての国が協力して、温室効果ガスを減らしていくことが重要と認識している。

【下奥奈歩委員】

石炭火力発電の推進は、地球温暖化対策の推進を掲げて地球温暖化対策室を課に格上げする県の姿勢に逆行するものではないか。

【地球温暖化対策室長】

石炭火力発電などの発電事業は、国のエネルギー政策に関わるものであり、発電事業に伴う温室効果ガスの排出削減対策は、電力業界が平成 27 年 7 月に低炭素社会実行計画を発表し、低炭素化の取組を進めている。国は、この電力業界全体の取組が継続的に実効を上げているか、毎年度、その進捗状況を評価するとしており、県としては、国の動向を注視していく。

【下奥奈歩委員】

このまま石炭火力発電を推進していけば、温室効果ガスの排出削減から遠ざかり、県内の農業や漁業に影響を与え、食料生産を脅かす事態になることが懸念される。こうした事態を防ぐためにも、中部電力株式会社に対して、武豊火力発電所リプレイス計画の中止を求めるべきではないか。

【地球温暖化対策室長】

石炭火力発電所など発電所の立地は、国のエネルギー政策に関わるものである。発電所の立地に当たっては、電気事業法に基づき、事業の可否について国が判断するものと考えている。

【下奥奈歩委員】

石炭火力発電から再生可能エネルギーによる電力供給へ大きく転換すべきである。環境首都を目指す本県が、こうした取組の先頭に立ち、地球温暖化対策室の課への格上げを機に、思い切って石炭火力発電に係る目標を掲げ、積極的に地球温暖化防止に取り組むべきである。